

【社会福祉法人崇仁会】

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する支給基準

(目的及び意義)

第1条 この「社会福祉法人崇仁会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する支給基準」(以下「支給基準」という。)は、社会福祉法人崇仁会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この支給基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、理事長の職にある者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第四十五条の三十五第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 常勤役員(理事長) | 報酬 |
| (2) 非常勤役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 役員等に、報酬等として、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。
- 3 この法人の全役員の前払総額は、年間280万円以内とする。
- 4 この法人の常勤役員の前払総額は、別表2に定めるとおりとする。
- 5 非常勤役員に対する報酬の額は、別表3に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払

うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別に定める職員の旅費に関する規程に準じて出張費として支給することができる。

（支給の方法）

- 第6条 常勤役員の報酬等及び費用（旅費を除く。）は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その直前の平日に繰り上げて支払う。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び費用（旅費を除く。）は、必要の都度支払う。
 - 3 前条第2項の規定にかかわらず、役員等の旅費は、必要の都度支払う。

（支給の形態）

- 第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

- 第8条 この法人は、この支給基準をもって、社会福祉法第五十九条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第9条 この支給基準の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（細則）

- 第10条 この支給基準の施行に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

- 附則** この支給基準は、評議員会で決議した日（平成30年1月17日）から施行し、平成29年4月1日より適用する。

別表 1 (評議員の報酬)

職務等	報酬の額
評議員会への出席	上限日額 2 万円

別表 2 (常勤役員の報酬等)

職務等	報酬の額
常勤役員 (理事長) 業務報酬	月額 1 5 万円 (年総額上限 1 8 0 万円)
理事会、評議員会等会議への出席	上限日額 2 万円

別表 3 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

職務等	報酬の額
理事会等会議への出席	上限日額 2 万円

(2) 監事

職務等	報酬の額
監事監査等への出席	上限日額 2 万円
理事会、評議員会等会議への出席	上限日額 2 万円